

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 個人情報の収集（第4条—第6条）
- 第3章 個人情報の管理（第7条）
- 第4章 個人情報の利用（第8条—第11条）
- 第5章 電子計算組織による処理（第12条・第13条）
- 第6章 自己情報の本人開示及び訂正等（第14条—第33条）
- 第7章 受託者への規制（第34条・第35条）
- 第8章 雑則（第36条—第40条）
- 第9章 罰則（第41条—第44条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、自己に関する個人情報（以下「自己情報」という。）の開示、訂正等を求める権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (3) 特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、行政文書に記録されているものに限る。
- (4) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人

情報をいう。

- (5) 審査会 田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会条例（令和元年条例第2号）第1条に規定する田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会をいう。
- (6) 電子計算組織 中央処理装置並びに補助記憶装置及び入出力装置等一連の電子的機器より構成され、あらかじめ与えられた処理手順に従って自動的に事務処理を行う組織をいう。
- (7) 情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているものをいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、又は利用するに当たっては、個人情報の保護を図るため必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第2章 個人情報の収集

（収集の原則）

第4条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、かつ、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。
 - (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により、当該個人情報が公にされているとき。
 - (4) 個人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。
- 4 実施機関は、前項第4号に規定する場合において、個人情報を収集したときは、審査会にそ

の事実を報告しなければならない。

- 5 本人又はその代理人による法令等に基づく申請、届出その他これらに相当する行為によって個人情報が収集されたときは、第2項の規定により収集されたものとみなす。

(収集禁止事項)

第5条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
 - (2) 差別の原因となる社会的身分に関する事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、組合長が審査会の意見を聴いて、個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めた事項
- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項各号に掲げる事項に関する個人情報を収集することができる。
- (1) 法令等に定めがあるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。

(個人情報取扱事務の届出)

第6条 実施機関は、個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で記録された個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）を開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を組合長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報取扱事務の目的
 - (3) 個人情報の対象者の範囲
 - (4) 個人情報の項目
 - (5) 個人情報の収集の方法及び時期
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 実施機関は、前項の届出に係る個人情報取扱事務を廃止し、又は変更するときは、あらかじめ組合長に届け出なければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務を開始し、又は変更した日以後において前2項の届出をすることができる。この場合において、実施機関は、速やかに当該届出をしなければならない。
- 4 組合長は、前3項の規定による届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公

表し、及び閲覧に供するものとする。

- 5 組合長は、第1項から第3項までの規定による届出があったときは、速やかに当該届出に係る事項を審査会に報告しなければならない。

第3章 個人情報の管理

(適正管理の原則)

第7条 実施機関は、個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、次に掲げる事項について必要な措置を講じなければならない。

- (1) 個人情報を正確かつ最新なものとする。
 - (2) 個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故を防止すること。
- 2 実施機関は、個人情報の管理が必要でなくなったときは、速やかにこれを消去しなければならない。

第4章 個人情報の利用

(目的外利用又は外部提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を取り扱う事務の目的の範囲を超えて利用（実施機関以外のものに行う提供を除く。以下「目的外利用」という。）し、又は実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用又は外部提供をすることができる。
 - (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ない理由があるとき。
 - (4) 本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき。
 - (5) 専ら統計の作成又は学術研究のために利用し、又は提供するとき。
 - (6) 同一の実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合において、法令の定める事務の遂行に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が公益上の必要があると認めるとき。
- 3 実施機関は、第6条の規定により届出があった個人情報取扱事務について、前項の規定により目的外利用又は外部提供をしようとするときは、規則に定める事項を組合長に届け出なければ

ばならない。

- 4 組合長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところによりその旨を公表するものとする。
- 5 実施機関は、第2項第3号に規定する場合において、目的外利用又は外部提供をしたときは、その事実を審査会に報告しなければならない。
- 6 実施機関は、個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、提供に係る個人情報について、その利用目的若しくは利用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(特定個人情報の目的外利用の制限)

第9条 実施機関は、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）を目的外利用してはならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命若しくは身体の安全又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、特定個人情報を目的外利用することができる。ただし、特定個人情報を目的外利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(情報提供等記録の目的外利用の制限)

第10条 実施機関は、情報提供等記録を目的外利用してはならない。

(特定個人情報の外部提供の制限)

第11条 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を外部提供してはならない。

第5章 電子計算組織による処理

(電子計算組織への記録禁止事項)

第12条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

- (1) 第5条第1項各号に掲げる事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織

に記録すべきでない」と認めた事項

(電子計算組織の結合の禁止)

第13条 実施機関は、個人情報を処理するため、組合の電子計算組織と組合以外のものが管理する電子計算組織とを通信回線により結合してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等に定めがあるとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が、公益上の必要があり、かつ、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認めるとき。

第6章 自己情報の本人開示及び訂正等

(開示の請求)

第14条 何人も、実施機関に対し、実施機関が管理している自己情報（個人情報に該当しない特定個人情報に係る自己情報を含む。以下次条、第16条、第19条第1項第2号、第26条、第27条、第28条第1項及び第30条において同じ。）の開示を請求することができる。

(訂正の請求)

第15条 何人も、実施機関が管理している自己情報（開示決定に基づき開示を受けた個人情報に限る。次条及び第17条において同じ。）について、事実に関する部分に誤りがあるときは、実施機関に対し、当該自己情報の訂正を請求することができる。

(消去の請求)

第16条 何人も、第4条第1項から第3項まで、第5条若しくは第12条の規定に反し、又は第6条の規定によることなく自己情報が収集されていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の消去を請求することができる。

(利用中止の請求)

第17条 何人も、第8条第2項の規定によることなく自己情報（特定個人情報に係る自己情報を除く。）の目的外利用又は外部提供が行われていると認めるときは、実施機関に対し、当該自己情報の目的外利用又は外部提供の中止（以下「利用中止」という。）を請求することができる。

(特定個人情報の利用中止の請求)

第18条 何人も、特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）に係る自己情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。

- (1) 当該特定個人情報に係る自己情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき。当該特定個人情報に係る自己情報の利用中止又は消去
- (2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき。当該特定個人情報に係る自己情報の提供の停止

(請求の方法)

第19条 請求等（第14条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）、第15条の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）、第16条の規定による消去の請求（以下「消去請求」という。）又は前2条の規定による利用中止の請求（以下「利用中止請求」という。）をいう。以下同じ。）をしようとする者は、実施機関に対し、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
 - (2) 自己情報を特定するために必要な事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。以下同じ。）その他本人が請求することができないやむを得ない理由があるものとして規則に定める場合における代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって請求等を行うことができる。
- 3 請求等を行う者は、実施機関に対し、自己が当該請求等に係る情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類のうち規則で定めるものを提示し、又は当該書類の写しを提出しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項に規定する請求書に形式上の不備があると認めるときは、請求等を行った者（以下「請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第20条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の規定又は実施機関が法律上従う義務を有する国の機関の指示により、開示することができないと認められる情報

(2) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 人の生命、身体又は財産の保護その他市民生活の安全と秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(5) 組合の機関並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に住民の間に

混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (6) 組合の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

ア 監査、検査、取締り、試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 組合、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

- (7) 診療、指導、相談、選考その他の個人の評価又は判断を伴う事務に関する個人情報であつて、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

- (8) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人から開示請求がなされた場合であつて、開示することにより、当該未成年者又は当該成年被後見人（特定個人情報にあつては、当該未成年者、当該成年被後見人又は当該本人）の正当な利益を害するおそれがある情報

(個人情報の訂正義務)

第21条 実施機関は、訂正請求があつた場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。

(個人情報の提供先への通知)

第22条 実施機関は、訂正決定に基づく個人情報（情報提供等記録を除く。）の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

(情報提供等記録の提供先への通知)

第23条 実施機関は、訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関の長以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（個人情報の消去義務）

第24条 実施機関は、消去請求があつた場合において、当該消去請求に理由があると認める場合は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該個人情報を消去しなければならない。

（個人情報の利用中止義務）

第25条 実施機関は、利用中止請求があつた場合において、当該利用中止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で当該利用中止請求に係る個人情報の利用中止をしなければならない。ただし、当該個人情報の利用中止をすることにより、当該個人情報を取り扱う事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（部分開示及び時限開示）

第26条 実施機関は、開示の請求に係る自己情報に非開示情報とそれ以外の情報とが併せて記録されている場合において、当該非開示情報の部分を容易かつ請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該部分を除いて、開示しなければならない。

2 実施機関は、第20条各号のいずれかに該当する自己情報であっても、期間の経過により開示をしない理由がなくなったときは、当該自己情報を開示しなければならない。

（情報の存否に関する情報）

第27条 自己情報の開示の請求に対し、当該請求に係る自己情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該自己情報の存否を明らかにしないで、当該開示の請求を拒否することができる。

（請求に対する決定及び通知）

第28条 実施機関は、第19条に規定する請求等があったときは、次に掲げる期間内に請求等に係る可否（前条の規定により開示の請求を拒否するとき、及び開示の請求に係る自己情報を保有していないときを含む。）の決定（以下「決定」という。）をし、速やかに書面により請求者に通知しなければならない。ただし、第19条第4項の規定により請求書の補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

(1) 開示請求 当該請求があった日から起算して14日以内

(2) 訂正請求、消去請求及び利用中止請求 当該請求があった日から起算して30日以内

2 実施機関は、やむを得ない理由により、前項の期間内に決定をすることができないときは、次に掲げる期間を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、当該延長の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

(1) 開示請求 当該請求があった日から起算して30日以内

(2) 訂正請求、消去請求及び利用中止請求 当該請求があった日から起算して60日以内

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から30日以内にその全てについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前2項の規定にかかわらず、開示請求に係る個人情報のうち相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの個人情報については相当の期間内に開示決定等をするれば足りる。この場合において、実施機関は、第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) 本項を適用する旨

(2) 残りの個人情報について開示決定等をする期限

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第29条 開示請求に係る個人情報に組合、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外の者（以下この条、第32条及び第33条において「第三者」という。）に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、当該第三者に関する情報が第20条第2号イ又は同条第3号ただし書に規定する情報に該当すると認められるときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするとき

は、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間は置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第31条第3項及び第32条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

（開示の方法）

第30条 自己情報の開示は、実施機関が第28条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示を受ける者は、実施機関に対し、自己が当該開示の請求に係る情報の本人又は代理人であることを証明するために必要な書類のうち規則で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

2 自己情報の開示は、閲覧、視聴又は写しの交付の方法により行うものとする。この場合において、自己情報の記録媒体の種類、性質及び状態に応じた開示の方法は、規則で定める。

3 実施機関は、開示の請求に係る自己情報を直接開示することにより、当該自己情報を汚損し、又は破損するおそれがあると認められるときその他相当の理由があるときは、当該自己情報の写しにより開示することができる。

（審査請求）

第31条 請求者は、開示決定等、訂正決定等、消去決定等、利用中止決定等又は開示請求、訂正請求、消去請求若しくは利用中止請求に係る不作為に対して不服があるときは、審査請求をすることができる。

2 前項の規定による審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

3 実施機関は、審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、審査会に諮問し、その答申を尊重して、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第33条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る個人情報の全部を開示することとする場合（当該開示決定等について反対意見書が提出されている場合を除く。）

(3) 裁決で、審査請求に係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る訂正請求の全部を容認して訂正をすることとする場合

(4) 裁決で、審査請求に係る消去決定等（消去請求の全部を容認して消去をする旨の決定を除く。）

く。)を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る消去請求の全部を容認して消去をすることとするとき。

- (5) 裁決で、審査請求に係る利用中止決定等（利用中止請求の全部を容認して利用中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該審査請求に係る利用中止請求の全部を容認して利用中止をすることとするとき。

(諮問をした旨の通知)

第32条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）
- (2) 開示請求者、訂正請求者、消去請求者又は利用中止請求者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続等)

第33条 第29条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第7章 受託者への規制

(受託者に対する措置)

第34条 実施機関は、個人情報に係る業務の処理を実施機関以外の者に委託しようとするときは、当該委託を受ける者（以下「受託者」という。）に対し、個人情報を保護するため必要な措置を講じなければならない。

(受託者の責務)

第35条 受託者は、実施機関から委託された業務の処理に当たって、個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他個人情報の適正な管理及び安全保護を図るため、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の委託を受けた業務に従事している者又は従事していた者は、当該処理業務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。

第8章 雑則

(費用負担)

第36条 この条例の規定による自己情報の開示、訂正、消去及び利用中止に係る手数料は、無料とする。ただし、自己情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

2 前項ただし書の規定による費用は、自己情報の写しを交付する際に徴収する。

(適用除外)

第37条 次に掲げる個人情報については、第2章から第6章まで及び第9章の規定は適用しない。

- (1) 他の法令等に、開示、訂正、消去及び利用中止の請求をすることができる旨の規定がある個人情報
- (2) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (3) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届けられた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

(苦情の処理)

第38条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関して苦情の申出があったときは、迅速かつ適切にこれを処理するよう努めなければならない。

(運用状況の公表)

第39条 組合長は、この条例の運用状況について、毎年公表するものとする。

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第41条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第35条第2項に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された情報であって、一定の事務目的達成のために電子計算機を用いて特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第42条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第43条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第44条 偽りその他不正な手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則（(令和元年7月26日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年8月1日から施行する。

(実施のための準備)

2 この条例の規定による個人情報保護制度の円滑な実施を確保するため、実施機関は、個人情報取扱事務の届出、この条例の規定により審査会の意見を聴くこととされている事項についての諮問その他の必要な準備を行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に実施機関が個人情報の収集、管理又は利用をしている個人情報取扱事務の届出については、第6条第1項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っている場合は、当該個人情報取扱事務について、」と読み替えて、同条の規定を適用する。

4 前項の規定により実施機関が個人情報取扱事務の届出をする際、既に行った、又は現に行っ

ている当該届出の個人情報取扱事務に係る個人情報の収集、管理及び利用については、この条例の規定により行った、又は行っている個人情報の収集、管理及び利用とみなす。

(田川地区清掃施設組合情報公開条例の一部改正)

5 田川地区清掃施設組合情報公開条例(平成13年条例第17号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13条」を「第12条」に、「第14条-第19条」を「第13条-第18条」に改める。

第2条第3項中「議会、監査委員」を「監査委員及び議会」に改める。

第11条第3項及び第12条第2項中「田川地区清掃施設組合情報公開審査会」を「田川地区清掃施設組合情報公開・個人情報保護審査会」に改める。

第13条を削る。

第3章中第14条を第13条とし、第15条から第19条までを1条ずつ繰り上げる。